

参 考 資 料

- 看護師等の人材確保の促進に関する法律の概要 1
- 看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針 3
- 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向
 ～ゴールドプラン21～ 4
- 障害者プラン（抄） 15
- 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について
 （新エンゼルプラン）の要旨 20

看護師等の人材確保の促進に関する法律の概要

平成4年6月26日公布

平成4年11月1日施行

1. 目的

病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目標とする。

2. 人材確保の促進

(1) 基本指針の策定

厚生労働大臣及び文部科学大臣は、国、地方公共団体、病院等関係者が一体となって目指すべき目標として基本指針を、都道府県からの意見聴取、総務大臣協議並びに医道審議会及び労働政策審議会の意見を聞いて、共同策定する。

(2) 基本指針の内容

- ・就業動向に関する事項
- ・養成に関する事項
- ・民間病院等に勤務する看護師等の処遇の改善に関する事項
- ・資質の向上に関する事項
- ・就業の促進に関する事項
- ・その他看護師等の確保の促進に関する事項

3. 国等関係者の責務

(1) 国の責務

- ・財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努力。
- ・処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮。
- ・啓発活動等を通じて看護の重要性に対する国民の関心と理解を得るよう努力。
- ・病院等の開設者に対し、基本指針に定める事項に関する助言・指導。
- ・政府は、雇用保険の雇用保険福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する知識の習得のために必要な助成を実施。
- ・公共職業安定所は、雇用情報の提供、職業指導及び就職の斡旋等必要な措置。

(2) 地方公共団体の責務

- ・看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努力。
- ・都道府県は、病院等の開設者に対し、基本指針に定める事項に関する助言・指導。
- ・看護師等の就業の促進に協力する看護師等就業協力員を委嘱できる。

(3) 病院等の開設者の責務

- ・看護師等の処遇の改善その他の措置を講じるよう努力。
- ・看護師等の確保が著しく困難な病院の開設者は、看護師等確保推進者の設置の義務。

(4) 看護師等の責務

能力の開発及び向上を図り、看護業務に発揮するよう努力。

(5) 国民の責務

看護の重要性に対する関心と理解を深めるよう努力。

4. ナースセンター

(1) 都道府県ナースセンター（都道府県知事が、次の業務を行うセンターを指定）

- ・看護師等の就業状況調査
- ・訪問看護等の研修
- ・看護師等への看護についての知識及び技能に関する相談
- ・病院等への看護師等の確保に関する情報提供
- ・無料職業紹介事業
- ・看護に関する啓発活動の推進

(2) 中央ナースセンター（厚生労働大臣が指定）

都道府県ナースセンターの業務の連絡調整、指導、情報提供等を行う。

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針

人材確保法 平成4年 6月26日公布
基本指針 平成4年12月25日告示

目的	看護に対する国民の理解と関心を深めることに配慮しつつ、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等の措置を講じ、病院、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、資質の高い看護師等を確保する。
基本的方向	出生率の低下に伴う若年労働力人口の減少を踏まえ、離職防止、潜在看護師の再就業の促進に重点をおいて取り組む
養成	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所の整備促進 ・修学資金の貸与等修学者確保対策の充実、男子学生の受入れに係る教育環境の整備等 ・教育制度の見直し → 教育課程の見直しの検討等 ・学生の確保 → 看護の魅力についての啓発を行う等 ・教員等養成の在り方 → 教育者の確保、実習指導者の確保等 ・大学・大学院 → その整備充実を促進
離職の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤負担の軽減等 → 複数を主とした月8回以内の夜勤、週40時間労働等の推進 ・給与水準等 → 労使における、業務内容等に見合った給与水準の決定等の推進 ・看護業務の改革 → 看護業務の見直し等 ・福利厚生 of 充実等 → 院内保育体制の整備、宿舍の整備、育児休業制度の普及等 ・雇用管理体制の整備 → 雇用管理についての責任の明確化の推進 ・看護業務等の位置付け → 病院全体としての組織的な取組み、研修等における環境作り等の推進
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の必要性 <ul style="list-style-type: none"> → 幅広い知識が求められる一方、新しい課題等に積極的に対応できるよう、生涯にわたる研修が必要 → 看護教員、看護管理者の人間性や管理についての知識技術等を向上していくこと等が必要 ・研修の促進 <ul style="list-style-type: none"> → 看護教員養成研修、指導的管理的立場のある者への研修、訪問看護師の養成研修等各種研修の促進 → 生涯にわたる研修システムの構築、有給研修制度の導入等による環境整備等
就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の促進、離職の防止等 → 事業の強化、働きやすい職場づくり等 ・職業紹介事業等の充実 → ナースセンターの機能強化、職場復帰の際の研修等 ・潜在看護師等の把握 → 潜在看護師等の動向の調査、条件の希望等の把握等 ・ナースセンター事業の支援 → 就業協力員、確保推進者等の活用、関係者の連携協力等 ・その他 → 潜在看護師等の意向を踏まえた勤務体制の工夫等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の理解の向上 → 「看護の日」、「看護週間」、学校教育における進路指導等 ・調査研究の推進 → 看護ケアの評価、在宅における看護技術等看護全般にわたる研究等